

令和6年度 第6回みなかみ町教育委員会議事録

1. 招 集 年 月 日 令和6年11月11日（月）
2. 開 催 日 時 令和6年11月18日（月） 午前9時30分
3. 開 催 場 所 みなかみ町中央公民館 3階大会議室B
4. 出 席 者 氏 名 田村義和・根津公安・利根川太郎・阿部剛・登坂季子
5. 欠 席 者 の 氏 名 無し
6. 議 長 の 氏 名 田村義和教育長
7. 事務局出席者 吉田武春・丸山浩文・木樽晴彦・綿貫芳昭
8. 会議録署名委員 2番委員 阿部剛
9. 本日の会議に付議した議件
 日程第1 会期の決定及び会議録署名委員及び書記の指名
 日程第2 教育長報告
 日程第3 報告第6号 区域外就学について
 日程第4 議案第9号 みなかみ町奨学金返還免除について
 日程第5 議案第10号 みなかみ町部活動地域移行推進計画の承認について

10. 開会 午前9時30分

日程第1、会期の決定及び会議録署名委員及び書記の指名についてを議題とし、会期は本日1日限りとする事で決定。会議録署名委員を2番阿部剛委員、書記に吉田武春学校教育課長を指名する。

日程第2、教育長報告についてを議題とし、教育長より主な会議等の報告を行う。

— 報告終了 —

日程第3、報告第6号、区域外就学についてを議題とし、事務局より説明。

— 報告終了 —

日程第4、議案第9号みなかみ町奨学金返還免除についてを議題とし、事務局より説明。

（阿部委員）

「実夫は存命であるものの、債務を継承する者とされていない」とはどういうことか。

（事務局）

本人が逝去したため実母と協議した結果、本人に代わり実母が債務を負担することになった。異動届出書が提出された際に実母の名前は記載されたが、実夫の名前は載っていないため継承する者とされないことになる。

（利根川委員）

実母が連帯保証人ということか。

(事務局)

連帯保証人ということではなく、保護者として記入したということ。日本学生支援機構の奨学金制度を確認したところ、本人が亡くなった時点で届出を行うと、そこで返済が終了する。今回の場合は、実母が返済を代弁するようだったが、その実母も亡くなっていたことが判明したので今回の提案となった。

(利根川委員)

全額免除で教育委員会の意見を集約し、町長に上申するという理解で良いか。全額免除した場合、2,000万円の基金を補填する必要が生ずるようだが、具体的にはどういうことか。

(事務局)

基金条例があり、そこから貸付が行われている。本来は返済されたものが基金に戻し入れられるが、全額免除になると返済されないため、戻し入れができない。これを補填するため補正予算で対応するもの。

(根津委員)

この件が、今になって提案されるのはなぜか。

(事務局)

コロナ禍のなかで、返済をお願いする通知は発出していたが、令和3年度～5年度まで対面での対応ができなかった。令和6年度になり発覚した。

(教育長)

対面で対応できていたら、このような事象にはならなかった。

議案第9号は異議無く原案どおり承認。

日程第5、議案第10号みなかみ町部活動地域移行推進計画の承認についてを議題とし、事務局より説明。

(利根川委員)

現時点では、休日の部活動を検討されているようだが、その先はどこを目指しているのか。平日の部活動も地域移行を考えているのか。

(事務局)

県の指導も改革推進期間は休日の部活動を進めるということなので、町の計画も休日のみで考えている。令和7年度に令和8年度以降の推進計画を検討するとしているので、平日も含めて部活動の地域移行を新たに考えて行く。

(教育長)

その先、目指すところは未定。地域に部活動すべてを任せるのは、現実的に無理だと思っている。休日だけでも、部活動指導員単独で活動ができるような環境を整えば良いと考えている。ただ、国から学校での部活動廃止というような方針が出されると、この地域での活動はできないと思っている。部活動により子供達の活動機会を支えているので、地域に受け皿がなければ、学校が担う以外に方法はないと考えている。

(利根川委員)

子供達の多様な才能を伸ばしてやりたいと考えるのは誰でも同じで、小中学校にそのような活動があって然るべき。しかし、強制的になり子供達への要求がエスカレートし、楽しみながら活動できないのも困ると思う。

(教育長)

地域移行は、地域のクラブチームが受け皿になっても、適正な部活動を実施しているチームでなければ中体連の大会に出場できない。現在の部活動の形を、いかに地域移行できるかということ。学校の適正な部活動の範囲のものを地域に移行できるのか・・現状のみなかみ町には、思うような受け皿はないので、お手元のような計画にせざるを得ない。

(根津委員)

現時点では、この計画で良いと思う。実施していく中で課題を解決していけば良いのではないか。

(教育長)

ご意見として承る。

(阿部委員)

部活動指導員の選定は、どのような基準で行うのか。

(事務局)

外部指導員として携わっている方やスポーツ少年団の指導者などで、学校からの推薦により教育委員会事務局で依頼している。

(阿部委員)

選定の方法に問題はないと思うが、指導員の資質が課題になるのではないか。指導員として、どのようなことを担って頂くのか・・目的を明文化しておく必要はないか。

(事務局)

これまで部活動指導員の選定は、学校教育課の所管とされていたため、ある意味お任せしていたところがある。今後は、スポーツ協会やスポーツ少年団の会議等で指導者を募集し人材バンクのような形を整えていければ良いと考えている。

(阿部委員)

根本的な解決にならないのではないか。採用する基準ではなく、活動にあたって調整する機能や目的の決めごとを、きちんとしておく必要があるのではないか・・と言っている。

(利根川委員)

アンケートを見ると、教諭は、土日の部活動について「積極的に行いたくはないが、外部指導者に任せるのは不安がある」というのが本音だと思う。考察には「休日部活動の地域移行について正しい理解をして頂くことが重要」とあるが、正しい理解とはなにを指すのか・・そこまで行き着いていないのではないか。

(事務局)

現在お願いしている指導者の任期は1年としており、校長先生の意見や保護者の意向などを伺ったうえで、再任するか否かを決めていくこととしているので、この段階でチェックが入ると考えている。部活動の顧問は、自身がその競技を指導したい想いで教員になった方がたくさんおり、そういう方々は、外部指導者に対して指導方法などのすりあわせがあるように見受けられる。関わりたくないという意見は、業務多忙の中で、経験のない部活動の顧問を持たされている方々の意見だと思う。部活動指導員は時給1,600円の報酬が支払われ、大会の引率もできるし監督と同じようにその場にいることができる。会計年度任用職員としてお願いする制度設計になっている。

（教育長）

種々ご意見を頂いたところだが、推進計画の目的が冒頭に書かれている。現場において、部活動の運営にあたり指導者はどのような方針でやらなければならないのか・・・細目を作り進めて行く必要がある。設置要綱にもあるとおり、それらを充実させていくことが大事。目的達成に向けて町ができることは、指導員の活用であり人選はこの先になると思っている。計画は承認をお願いし、頂いた意見は、制度を運用していく中で対応することでいかがか。

（阿部委員）

承認はするが、2つ意見を申し上げたい。1つは、ビジョンを明示して頂くこと。町としてどう考え、どう実施していくか明確にすることが大切。2つ目は、チェックと修正を常に行っていくことが必要。

（登坂委員）

生徒や保護者の捉え方は、それぞれ異なると思う。顧問の先生、保護者、子供達の声がうまく届くような関係が構築できれば修正にもつながる。顧問も、外部指導者ばかりに頼るのではなく、子供達が声をあげられるような指導を行えると良いのではないか。

議案第10号は原案どおり承認。

以上で、本日予定された議事はすべて議了したので、令和6年度第6回みなかみ町教育委員会を閉会する。

11. 閉会 午前10時50分